

三原則・指針改定

殺傷兵器輸出解禁へ

政府は22日、武器輸出のルールを定めた「防衛装備移転三原則」と運用指針の改定を閣議決定しました。安倍政権下の2014年に閣議決定した「三原則」で武器輸出路線に道を開き、今回の改定で弾薬や戦闘機などの殺傷兵器の輸出解禁を本格化します。

新指針は、他国企業から技術を得て国内で生産する「ライセンス生産品」についてライセンス品や技術の提供を可能とします。元国からの第三国への輸出を解禁します。

政府は22日、弾薬の第一弾として、地対空誘導弾パトリオット(PAC-3p、PAC-3)の米国への移転を決定しました。運用指針は、「現に戦闘が行われている国」への

提供を除外するましたが、歯止めの保護はありません。

日本、英国、イタリア3国で共同開発する次期戦闘機を念頭にした国際共同開発品の第三国輸出については、「完成品」の直接輸出をめぐり、「三原則」と運用指針の再改定を視野に自民、公明両党で来年初めから議論を再開するとしています。

米国以外の国への武器輸出を認めていた非戦闘分野の「5類型」については、「業務の実施又は自衛隊に必要な自衛隊法上の武器」を輸出可能とする見解を盛り込みました。類型見直しなど議論を継続する考えです。